## 企画競争方式における特定結果書

1. 業務名 R7C単価契約相武国道事務所管内不動産鑑定評価等業務(その1・その2)

2. 所属(事務所)名 相武国道事務所

3. 方式 企画競争方式

4. 企画提案書の提出要請日 令和7年2月28日(金)

6. 特定通知日 令和7年3月26日(水)

	1	
企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
足立不動産鑑定(株)	O (その2)	
図子不動産鑑定(株)	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」・「鑑定評価実績」、「業務実施方針」における「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」において、他社が優位であると判断したため。
(株)西東京不動産鑑定所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針」における「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」・「公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について」において、他社が優位であると判断したため。
(株)さくら綜合事務所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」・「鑑定評価実績」、「業務実施方針」における「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」・「依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について」・「公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について」において、他社が優位であると判断したため。
(株)みなと鑑定	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」及び「鑑定評価実績」、「業務実施方針」における「公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について」において、他社が優位であると判断したため。
神奈川鑑定	O (その1)	
片岡不動産鑑定士事務所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」及び「鑑定評価実績」において、他社が優位であると判断したため。

## R7C単価契約相武国道事務所管内不動産鑑定評価等業務(その1・その2) [企画競争入札方式] 企画提案を特定するための基準 企画競争評価表

所属(事務所)名相武国道事務所方式企画競争方式企画提案書の提出要請日令和7年2月28日(金)公示日令和7年2月17日(月)特定通知日令和7年3月26日(水)

	特定通知日	令和7年3月26日(水)										
評価項目		評価の着目点	BVC 1 t± t±	評価ウ	ェート	┃ ┃ 足立不動産鑑 ┃ 定(株)	B社	C社	D社	E社	神奈川鑑定	G社
不動産鑑定士の	1 地価公示標準地又は地価調査 基準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地 は、令和5年から令和7年(当該 年度)とし、地価調査基準地は、 令和4年から令和6年(当該年 度)とする。」	① 評価対象地域内における地価公示標準 地又は地価調査基準地の担当経験	断 基 準  1. 当該年度を含み過去3か年以上継続 2. 当該年度を含み過去3か年未満継続 3. 過去3か年以内に担当経験がある ※担当経験がない場合は加点しない	6	10	4	0	6	0	0	2	0
		② 評価対象地域内における地価公示標準 地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験	1. 当該年度を含み過去3か年以上継続 2. 過去3か年以内に幹事経験がある ※分科会の幹事経験がない場合は加点しない	4	10	0	0	0	0	0	0	0
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和3年度以降公示日までとする。」	① 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数		9								
		1)住宅地域の鑑定評価の実績件数	1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(6)		6	6	6	2	4	4	2
		2)宅地見込地地域、農地地域、林地 地域及びその他地域の鑑定評価の実績 件数		(3)		3	2	2	0	1	2	1
経験及び能		② 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数		9								
形 力 —		1)住宅地域の鑑定評価の実績 件数	2 宝结件粉が5件以上10件主法	(6)	25	4	0	6	0	6	6	2
		2) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の 実績件数 3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係	2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(3)		2	0	3	0	1	2	1
			①実績がある ※実績がない場合は加点しない	4		4	4	4	4	4	4	4
		④評価対象地域内における差押不動産、公 売不動産、国税(路線価調査)及び固定資 産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	3		3	3	3	0	0	3	0
業務実施方針	3 業務実施方針	<ul><li>評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)</li><li>※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。</li></ul>		10		10	10	10	10	10	10	10
		② 適正な鑑定評価額を求めるために用いる (詳細かつ的確な手法等が提案されて)		ļ								
		1) 取引事例の収集方法、収集件数、選		5		5	3	3	1	5	5	5
			)鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について <業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。			3	3	3	3	5	5	5
		3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		5	5	3	0	5	5	5
		③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施につ	ついて									
		1)一鑑定あたりに要する標準的な処理		_	65	_	_	_	_	_	_	
			処理手続きが記載されている場合に評価) 評価基準に満たない場合は加点しない。	5		5	5	5	5	5	5	5
		2) 複数の鑑定依頼が重なったときの (依頼業務の円滑な実施を確保する		5		1	3	1	3	1	5	5
		<ul><li>④ 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報 (鑑定評価額の決定理由等について、計価)</li></ul>	股告書の作成方針について 詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評	10		6	10	10	0	10	10	10
		※業務実施方針について記載がない、評価基 ⑤ 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条 (特有条件・留意点について、適切な認		10		10	10	6	3	6	10	10
		※業務実施方針について記載がない、評価基 ⑥ 賃料(標準家賃)の鑑定について	基準に満たない場合は加点しない。									
		し		10		6	6	3	6	6	3	6
取組指針	4 ワーク・ライフ・バランス等 の推進に関する指標	満たすことが必要となる。また、「行動計画	」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を 可」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行 「る労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間	(5)								
		(2) 次世代法に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業) (「くるみん(H29.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(R4.4.1以降の基準)」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加点する。)			5	0	0	0	0	0	1	1
		えるぼし」の認定を受け、かつ、「くるみんいる企業の場合は、配点が高い「5点」を加・内閣府男女共同参画局長の認定等を受けて	「高い区分により加点を行う。(例えば、「プラチナ ○(令和4年4月1日以降の基準)」の認定を受けて									
		て加点する。		10	5. 0	77. 0	70. 0	74. 0	37. 0	69. 0	82. 0	72. 0